

下 総 第 9 6 3 号  
令和3年(2021年)6月17日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様  
同 大 賀 一 慶 様  
同 香 川 昌 則 様  
同 小 熊 坂 孝 司 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和3年2月5日付け監査報告第3号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

## 監査の結果に基づき講じた改善措置

農林水産振興部農林水産整備課

### [指摘事項]

- (1) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の算定において、当該土地の全部を使用する場合には不要な使用面積の端数処理（切り上げ）を行ったため、本来徴収すべき額よりも多く徴収していた。所要の措置を講じられるとともに、同様の事例が発生することのないよう、チェックを強化されたい。

#### (改善措置状況)

行政財産の目的外使用料を算定する際には、許可対象の土地について、土地全体の許可であるか、一部の許可であるかを確認の上、正しい算出根拠を適用し、使用料を算定し、起案前に複数の職員でチェックしたうえで起案するよう改めた。

この度の違算により過納された金額については、債務者に説明の上、令和2年度の歳入戻出により返還した。

- (2) 排水機場の清掃等業務において、発注（見積り合わせ）の際にごみの種類や数量を示した書面がなかった。所管課への聴取によれば、同課では年間のごみの種類や数量の予測が困難なため、業者が現地を確認し、ごみの種類や数量を予測して見積書を提出しているとのことであった。市は、予定価格を算定していることや、当該業務に関する過去の実績等を有していることから、予測されるごみの種類や数量を示すことは可能と思料する。口頭での説明では業者間の公平性に疑義が生じるおそれがあるため、数量等の重要な事項は書面により示されたい。

#### (改善措置状況)

排水機場の清掃等業務の予定価格については、令和3年度から過去の実績等を勘案し、予測されるごみの種類や数量に基づき算出するとともに、見積りを依頼する業者に対しては、予測されるごみの種類や数量を書面により明示するよう改めた。

### [指摘事項]

- (3) 指定管理業務において、以下の事項が見受けられた。基本協定書に基づき適正に事務処理されたい。

ア 王喜漁港及び吉母漁港の指定管理業務において、市は、指定管理者が提出した年間事業計画書を承認する場合は、書面によって行わなければな

らないが、これを行っていなかった。

イ 下関市王喜農村センターの指定管理業務において、所管課及び指定管理者は、情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議を設置しておらず、会議を開催していなかった。

ウ 下関市王喜農村センターの指定管理業務において、指定管理者は、利用者アンケート等実施手順等を定めておらず、また、アンケート等を実施していなかった。

(改善措置状況)

ア 王喜漁港及び吉母漁港の指定管理業務において、市が行う指定管理者が提出した年間事業計画書の承認については、令和3年度から書面によって行うよう改めた。

イ 下関市王喜農村センターの指定管理業務については、地域の農業者を中心とした限られた利用者のみが研修や集会を目的として利用し、使用料も徴収していないという施設の特異性を鑑み、現状において市・指定管理者ともに連絡調整会議を設置する必要を認めていないため、その実態に沿うように令和3年度からの基本協定書において、該当する条文を削除した。

ウ 下関市王喜農村センターの指定管理業務については、地域の農業者を中心とした限られた利用者のみが研修や集会を目的として利用し、使用料も徴収していないという施設の特異性を鑑み、現状においてアンケートを実施していないため、その実態に沿うように令和3年度からの基本協定書において、該当する条文を削除した。

以上